

PPP/PFI 優先的検討規程策定状況の公表

内閣府は、総務省とともに人口 20 万人以上の地方公共団体(181 団体)に対して、平成 28 年度末までに PPP/PFI 優先的検討規程を策定するよう要請していたところです。今般、当該規程の策定状況等について取りまとめましたので、公表します。

(1) 人口 20 万人以上の地方公共団体における優先的検討規程策定状況等について

① 122 団体で策定済みであり、今後 58 団体において策定予定。

	団体数	H28 年度末時点の 策定済団体 (割合)	H29 年度以降に 策定予定の団体	策定しない団体
都道府県	47	34 (72.3%)	13	0
政令市	20	18 (90.0%)	2	0
その他の市・区	114	70 (61.4%)	43	1
合計	181	122 (67.4%)	58	1

※策定済の団体には同様の取組を行っている団体も含まれる。

② 規程を策定した 122 団体中 101 団体(83%)団体が「PPP/PFI への理解が高まった」、「事業実施にあたってのコスト意識の醸成が図れた」といったメリットを認識。

(2) 人口 20 万人未満の地方公共団体における優先的検討規程策定状況等について

○ 24 団体で策定済みであり、今後 182 団体において策定予定。(全 1607 団体)

(3) 今後の対応方針について

- ① 全ての人口 20 万人以上の地方公共団体において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、内閣府担当者が未策定団体を訪問するとともに、策定に係る説明会を開催する予定。
- ② 優先的検討規程の運用状況等についてフォローアップを実施した上で、「見える化」を行うとともに的確な運用に向けた取組を行う予定。

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室 菅、今井、杉本
TEL : 03-6257-1654 FAX : 03-3581-9682

PPP/PFI優先的検討規程の策定状況の概要

○平成29年3月末時点の優先的検討規程の策定状況についてアンケート調査を実施(回答率:100%)

策定主体	団体数	策定済(※1)		今後策定予定		策定済・予定団体数		策定しない	
					うちH29年度中				
国	13	9	69.2%	4	4(※2)	13	100.0%	0	
地方公共団体	都道府県	47	34	72.3%	13	10	47	100.0%	0
	政令市	20	18	90.0%	2	2	20	100.0%	0
	人口20万人以上の市区	114	70	61.4%	43	32	113	99.1%	1
	小計	181	122	67.4%	58	44	180	99.4%	1
	(参考)人口20万人未満の市区町村	1,607	24	1.5%	182	36	206	12.8%	1,401
	合計	1,788	146	8.2%	240	80	386	21.6%	1,402

(※1) 地方公共団体の策定済には「平成29年3月中に策定見込み」と回答した団体も含む

(※2) 2省庁は平成29年4月に策定見込み

○国における策定状況

策定済(平成29年3月末時点) : 69.2%

今後策定予定含む : 100.0%(平成29年9月達成見込み)

○人口20万人以上の地方公共団体における策定状況

策定済(平成29年3月末時点) : 67.4%

今後策定予定含む : 99.4%

※今後の進捗見込み 平成29年6月末:75.7% 9月末:80.1% 平成30年3月末:91.7%



国及び全ての人口20万人以上の地方公共団体において、速やかに優先的検討規程の策定が完了するよう、内閣府担当者が未策定団体を訪問するとともに、策定に係る説明会を開催予定

(参考)優先的検討規程の策定状況 (国)

国(13団体) … 対象省庁: インフラ長寿命化計画(行動計画)を策定している省庁

	省庁名	策定状況	策定見込
1	内閣府	策定済	—
2	警察庁	策定予定	平成29年4月
3	総務省	策定済	—
4	法務省	策定済	—
5	外務省	策定済	—
6	財務省	策定予定	平成29年7~9月
7	文部科学省	策定予定	平成29年4月
8	厚生労働省	策定済	—
9	農林水産省	策定予定	平成29年7~9月
10	経済産業省	策定済	—
11	国土交通省	策定済	—
12	環境省	策定済	—
13	防衛省	策定済	—

○ガイドラインの策定について

省庁名	策定部署	策定期期
厚生労働省	医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課	平成29年3月
国土交通省	水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課	平成29年3月

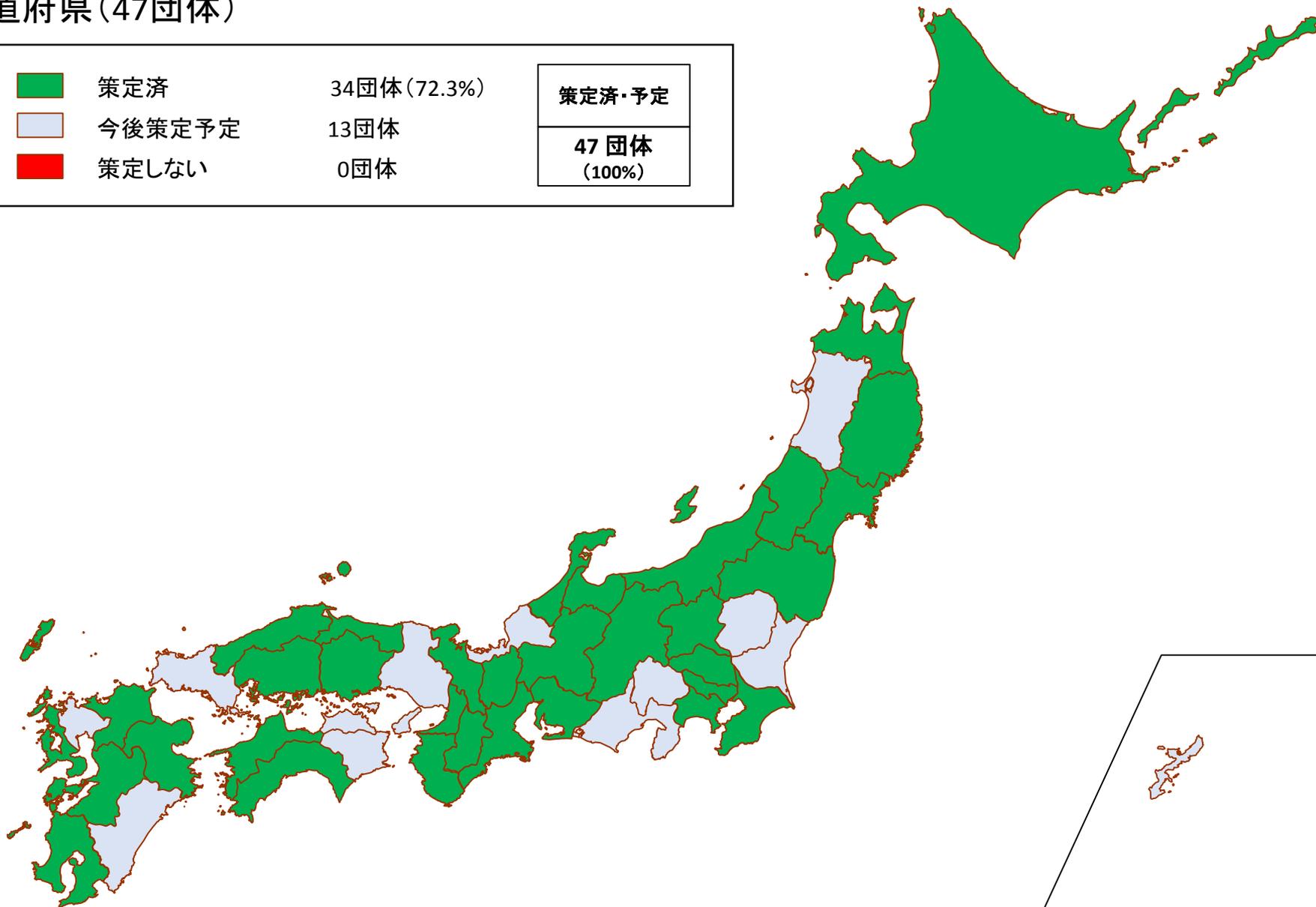
「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(抜粋)

加えて、公共施設整備事業を所管する大臣は、本指針に基づき、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドラインを定めることができるものとする。

(参考)優先的検討規程の策定状況(都道府県)

都道府県(47団体)

	策定済	34団体(72.3%)	策定済・予定 47 団体 (100%)
	今後策定予定	13団体	
	策定しない	0団体	



(参考)優先的検討規程の策定状況(政令市)

政令市(20団体)

● 策定済	18団体(90.0%)	策定済・予定 20 団体 (100%)
○ 今後策定予定	2団体	
● 策定しない	0団体	

